

< 第3弾新型コロナウイルス感染症対策補正予算 >
 6,679万1千円(一般会計)
令和2年度5月補正予算を編成しました(5/20)

龍ヶ崎市では、新型コロナウイルス感染症に対して対策を講じるため、本日、令和2年5月20日(水)に令和2年度龍ヶ崎市5月補正予算を専決処分しましたので、お知らせいたします。

【令和2年度5月補正予算(5月20日専決処分)】

会計	予算額	補正額	補正後予算額
一般会計	33,592,361千円	66,791千円	33,659,152千円

【令和2年度5月補正予算(5月20日専決処分)に計上した事業】

○新型コロナウイルス感染症緊急福祉対策費 4,266千円 (財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,741千円, 県支出金 525千円)

①福祉施設等への感染防止備品(マスク・消毒液等)の配布 3,566千円

【社会福祉課・介護福祉課】

《対象》

- ・在宅で医療的ケアを日常的に受けている方
- ・障害福祉サービス事業所, 介護保険サービス事業所等

②特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者支援 700千円

【社会福祉課】

- ・市内の放課後等デイサービス等の利用者が対象
- ・特別支援学校等の臨時休業に伴い負担が増大している家庭等に対するデイサービス利用料を支援

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費 1,895千円 (財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,895千円)

①市庁舎等の感染拡大防止対策にかかる消耗品等の購入 1,000千円【財政課】

②中央図書館への書籍消毒機の配備 895千円【文化・生涯学習課】

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費 60,630千円(財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 60,630千円)

①感染拡大防止協力事業者等支援事業 20,000千円【商工観光課】

茨城県休業要請協力金に市独自で10万円を上乗せ

②地域経済持続・活性化事業 25,030千円(商工観光課・都市計画課)

・感染症の影響が大きい宿泊事業者及び交通事業者を対象に、事業の継続及び活性化に資するための給付金を市独自で給付

・主に国の持続化給付金等を受けた宿泊事業者、交通事業者を対象

《宿泊事業者》 5,330千円【商工観光課】

・宿泊定員に応じて給付。市内事業者15件が対象

・定員20人まで:20万円、21人以上:定員数×1万円、上限200万円。

《交通事業者》19,700千円【都市計画課】

- ・路線バス事業者1,000千円/系統、6,000千円
- ・観光バス事業者(観光・スクールバスなどを運行する一般貸切バス事業者)
1,000千円/事業者 4,000千円
- ・タクシー事業者100千円/1台 4,700千円
- ・鉄道事業者(市域内の移動に資する)減収分の1/2相当(上限5,000千円)
5,000千円

③申請書類等作成支援事業 10,000千円【商工観光課】

雇用調整助成金等の申請書類作成を社会保険労務士等へ依頼した際の費用について5万円を上限として市独自で助成

④テイクアウト推進応援事業 5,000千円【企画課】

テイクアウト開始に伴う費用等を支援。テイクアウト登録協力店舗を対象に一律5万円を給付

⑤特別定額給付金の市内消費を促進するキャンペーングッズ等にかかる費用
500千円【企画課】

担当課	龍ヶ崎市 総務部 財政課 財政グループ 担当者:木村(きむら) 連絡先:0297-60-1517(直通)
-----	--